

事業主の皆さまへ

お支払いいただいた労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。
以下、平成28年度の実績をお知らせします。

労災保険料

平成28年度の労災保険料などの収入 約1兆2,237億円
(うち保険料収入は8,717億円)

労災保険給付費や社会復帰促進等事業など、以下のように使われています。

① 労災保険給付等 (8,312億円)

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者や遺族を保護するため、必要な給付を行っています。

平成28年度は、約62.7万人に新規の療養補償給付や休業補償給付を行うとともに、約21.9万人に労災年金を支給しました。

具体的な給付内容と、それぞれの給付総額は、右の通りです。

保険事故	種類	金額	構成比
	合計	8,312億円	100.0%
負傷 疾病	療養(補償)給付	2,293億円	27.5%
	休業(補償)給付	1,296億円	15.6%
	傷病(補償)年金	340億円	4.1%
障害	障害(補償)一時金	418億円	5.0%
	障害(補償)年金	1,512億円	18.2%
死亡	遺族(補償)一時金	172億円	2.1%
	遺族(補償)年金	2,183億円	26.3%
	葬祭料	21億円	0.3%
その他	介護(補償)給付	66億円	0.8%
	二次健診等給付	11億円	0.1%

② 社会復帰促進等事業 (607億円)

被災した労働者の円滑な社会復帰の促進や被災労働者とその遺族の援護を図るために、右の3つの事業を行っています。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。

種類	事業の内容
社会復帰 促進事業	義肢・車いす、その他補装具の購入・修理費の支給、せき髄損傷などの後遺障害に対するアフターケアなどを行っています。
被災労働者等 援護事業	被災労働者の遺児などへの学資の支援、労災特別介護施設の運営などを行っています。
安全衛生 確保等事業	アスベスト等による健康障害防止対策、長時間労働・メンタルヘルス対策、倒産した企業の労働者に未払賃金を立替払する事業などを行っています。

ホームページでも紹介しています

社会復帰促進等事業の紹介



③ その他 (1,015億円)

①・②のほか、労災保険給付や労災保険料の徴収を行うための業務に必要な人件費、事務費、労災保険料の精算返還金などに支出しています。

④ 翌年度への繰り越し (1,980億円)

労災保険給付費や収納済の保険料(建設工事などの有期事業分)で、翌年度に係る分などを繰り越しています。

上記のほか、お支払いいただいた労災保険料の一部は、労働災害に対する年金給付を将来にわたって支給するために必要な資金として積み立てています。

詳細は、ホームページをご参照ください

労災保険 積立金



※ 労働保険料と併せて納付していただいた「アスベスト健康被害救済法に基づく一般拠出金」(37億円)は、労災保険等の対象とならない石綿健康被害者やそのご遺族の方の救済給付に使われています。

※ 労災保険の遺族(補償)給付の時効は、労働者が亡くなった日の翌日から5年です。石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で労災請求を行わないまま時効が到来している方でも、「石綿による健康被害の救済に関する法律」による請求はできますが、請求を急ぐよう勧奨をお願いします。

雇用保険料

平成28年度の雇用保険料などの収入 約2兆2,175億円
(うち保険料収入は約1兆8,911億円)

※ 失業等給付の保険料は労使折半でご負担いただいております。

失業等給付、雇用保険二事業、就職支援法事業など、以下のように使われています。

① 失業等給付 (1兆4,838億円)

- ① 労働者が失業した場合、
- ② 労働者が自ら教育訓練を受けた場合、
- ③ 労働者に雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、

生活および雇用の安定と就職の促進を図るための給付を行っています。

平成28年度は、一般求職者給付(いわゆる失業手当)について、新規に約113万人に給付を行いました。具体的な給付とそれぞれの給付総額は、右の通りです。

種類	金額	構成比
合計	14,838億円	100.0%
一般求職者給付	6,209億円	41.9%
高年齢求職者給付	510億円	3.4%
短期雇用特例求職者給付	186億円	1.3%
日雇労働求職者給付	61億円	0.4%
就職促進給付	1,530億円	10.3%
教育訓練給付	92億円	0.6%
高年齢雇用継続給付	1,719億円	11.6%
育児休業給付	4,501億円	30.3%
介護休業給付	30億円	0.2%

② 雇用保険二事業 (4,366億円)

雇用保険二事業では失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発などを行うための事業を行っています(例:雇用調整助成金)。

これにより、失業者が減少し、失業等給付も減少することが期待されます。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。

種類	事業の概要
雇用安定事業	雇用維持等のための事業主に対する助成金の支給、中高年齢者等の再就職の緊要度が高い求職者に対する再就職支援、若者や子育て女性に対する就労支援などを行っています。
能力開発事業	在職者や離職者に対する職業訓練の実施、事業主が行う教育訓練への支援などを行っています。

③ 就職支援法事業 (231億円)

就職支援法事業では、職業訓練実施機関に対する助成や雇用保険を受給できない求職者に対して、職業訓練受講給付金の支給を行うことにより、就職の促進を図っています。

④ その他 (1,243億円)

①から③のほか、雇用保険事業に必要な人件費、事務費など。

上記のほか、失業等給付及び雇用保険二事業については、雇用情勢が悪化した際にも安定した給付や機動的な雇用対策を講じることができるようにも剰余金を積み立てています。

※ 失業等給付及び就職支援法事業は、保険料収入のほか給付費の一定割合を国庫で負担しています。

平成30年度の労働保険年度更新手続は、6月1日から7月10日までの間にお願いします！



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所